

小規模企業共済災害時貸付の概要

1. 貸付対象者

小規模企業共済制度へ加入後、貸付資格判定時（4月末日及び10月末日）までに、12カ月以上の掛金を納付している共済契約者であって、災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所（共済契約者が会社等の役員であるときは、その会社等の事業所。以下同じ。）を有し、かつ、当該災害の影響により次の（1）又は（2）の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。

（1）被災区域内にある事業所又は主要な資産（共済契約者が会社等の役員であるときは、その会社等の事業所又は主要な資産。以下同じ。）について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。

（2）当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高（共済契約者が会社等の役員であるときは、その会社等の売上高。以下同じ。）が前年同月に比して減少することが見込まれること。

2. 貸付条件

- （1）貸付限度額：原則として掛金総額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額
- （2）貸付利率：年0.9%（平成21年7月22日現在）
- （3）貸付期間：貸付金額500万円以下36ヵ月
505万円以上60ヵ月
- （4）償還方法：6ヵ月ごとの元金均等割賦償還
- （5）担保、保証人：不要
- （6）借入窓口：商工組合中央金庫本・支店

3. その他

罹災証明等の書類が整っていれば、原則、即日融資が可能。